

「河川災害応急復旧業務（地上測量・航空測量・地質調査・治水対策検討・河川管理施設詳細設計）に関する協定」締結の公募

次のとおり協定締結を希望する関係者を公募します。

協定の締結を希望する者は、下記により協定参加資格確認申請書を作成し提出をお願いします。

協定参加資格確認申請書を提出した者の中から要件を満たす者と河川災害応急復旧業務（地上測量・航空測量・地質調査・治水対策検討・河川管理施設詳細設計）に関する協定を締結いたします。

なお、本協定締結の公募は、建設コンサルタント業務等における入札・契約手続きに基づく業務発注ではありませんので、参加表明書の提出や入札を伴うものではありません。

令和 7 年 4 月 7 日

国土交通省関東地方整備局
甲府河川国道事務所長 草野 真史

記

1. 協定の概要

(1) 協定の目的

本協定は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあり、甲府河川国道事務所が災害対応を行う場合に必要となる「河川災害応急復旧業務（地上測量・航空測量・地質調査・治水対策検討・河川管理施設詳細設計）」（以下、「業務」という。）に関し、協力を求めるときの手続きについて定め、もって災害の拡大防止と被害の早期復旧に資することを目的とする。

(2) 業務の実施区域

実施区域は、甲府河川国道事務所管内の富士川水系の河川及びその流域を原則とする。

(3) 協定期間 令和 7 年 6 月 1 日 ～ 令和 1 0 年 5 月 3 1 日

(4) 協定書（案） 別紙－ 1 のとおり

(5) 協定締結後、災害等が発生し緊急的に業務を実施する場合は、本協定に基づき、速やかに業務請負（委託）契約を締結する。業務の実施にあたっては、関係法令等を遵守するものとする。

なお、本協定を締結した場合でも、本協定で想定している災害等が発生しなかった場合は、実際の業務を行わないことになることを付記する。

2. 協定の区分及び内容

本協定締結の公募にあたり、下記の区分及び内容毎に複数の申請ができる。また、業務実施内容は、本協定締結者が実施可能な範囲とする。

区 分	内 容	協定締結者予定数
区分(1)	○地上測量関係（UAVを含む） 基準点測量、地形測量及び写真測量（三次元点群測量含む）、応用測量（用地測量除く）、UAV撮影 等	10社程度

区分(2)	○航空測量関係（UAVは含まない） 地形及び写真測量（三次元点群測量含む）・解析、 航空撮影、航空レーザ測量、衛星画像収集・解析 等	10社程度
区分(3)	○地質調査関係 機械ボーリング、孔内傾斜計・地盤伸縮計等の設置・ 計測、総合解析 等	10社程度
区分(4)	○治水対策検討関係 洪水等の氾濫シミュレーション、洪水予報の精度向 上を図る調査・解析、内外水氾濫等の監視・観測、警 戒避難等に関する計画検討 等	10社程度
区分(5)	○河川管理施設詳細設計関係 河川管理施設の詳細設計、堤防決壊、護岸侵食等 に対する応急復旧工事及び対策工事に関する詳細設計 等	10社程度

3. 資格要件

本協定締結の公募に基づく「協定参加資格確認申請書」を以下「協定参加資格確認申請書」又は「本申請書」という。

(1) 基本的要件

- 1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- 2) 上記2. の区分（1）、（2）については測量、及び上記2. の区分（3）については地質調査業務、及び上記2. の区分（4）、（5）については土木関係建設コンサルタント業務に係る関東地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和7・8年度の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）
- 3) 本申請書の提出期限の日から協定締結日までの期間に関東地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し、指名停止を受けている期間中でないこと。
- 4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- 5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者（上記2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- 6) 設計共同体については、本協定の対象としない。

(2) 本申請書の提出者に対する要件

1) 業務実績

平成27年度以降公示日までに完了した次に示す業務において、1件以上の実

績を有すること。

国、都道府県、政令市が発注した河川事業関連業務のうち、上記２．の区分毎に以下に示した業務であること。なお、区分（３）②孔内傾斜計又は地盤伸縮計の設置及び計測業務は河川事業関連業務でなくても良い。

区分（１）：下記いずれかの業務（ＵＡＶを含む）

- ① 基準点測量
- ② 地形測量及び写真測量（三次元点群測量含む）
- ③ 応用測量（用地測量除く）

区分（２）：下記いずれかの業務（ＵＡＶは含まない）

- ① 航空機による空中写真測量又は航空レーザ測量（三次元点群測量含む）
- ② 人工衛星写真による画像解析

区分（３）：下記いずれかの業務

- ① 機械ボーリングを含む地質調査に関する業務
- ② 孔内傾斜計又は地盤伸縮計の設置及び計測業務
（②の設置及び計測は同一業務でなくても良い。）

区分（４）：下記いずれかの業務

- ① 洪水等の氾濫シミュレーション
- ② 洪水予報の精度向上を図る調査・解析
- ③ 内外水氾濫等の監視・観測
- ④ 警戒避難等に関する計画検討

区分（５）：下記いずれかの業務

- ① 河川管理施設の詳細設計
- ② 堤防決壊、護岸侵食等に対する応急復旧工事及び対策工事に関する詳細設計

但し、以下の業務は実績として認められない。

a) 業務実績の内容が確認できない業務

- ・ 一般財団法人日本建設情報総合センターの「業務実績情報システム」（以下「テクリス」という。）に登録されているが、「業務概要」、「業務キーワード」、「業務分野」の内容で実績として確認できない業務。
- ・ ４．（４）２）②により、業務実績を証明するために添付した書類において実績として確認できない業務。

b) 再委託による業務

c) 国土交通省発注業務のうち国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）における「役務の提供等」に認定されていることを競争参加資格とした業務。

但し、国土交通省大臣官房技術調査課、都市局、水管理・国土保全局又は道路局発注業務でテクリスに登録されている業務若しくは土木関係建設コンサルタント業務と同等と認められる業務は除く。

d) 業務成績評定が６０点未満の業務

業務成績評定とは地方整備局等業務委託等成績評定要領に基づく「業務評定点」と「技術者評定点」を総称するという。

なお、国発注業務において以下の場合は業務成績評定が65点未満の業務とする。

- ・平成20年6月16日以降公示した業務で低入札価格調査を経て契約を行った業務。
- ・平成21年2月16日以降公示した予定価格が100万円を超えて1,000万円以下の業務のうち、その落札価格が予定価格に10分の7を乗じて得た額を下回る価格で契約を行った業務。
- ・平成25年10月1日以降公示した予定価格が100万円を超えて1,000万円以下の業務のうち、その落札価格が品質確保基準価格を下回る価格で契約を行った業務。

但し、「地方整備局委託業務等成績評定要領」（平成20年9月26日付け国官技第126号）、「地方整備局委託業務等成績評定要領」（平成23年3月28日付け国官技第360号）、及び「地方整備局委託業務等成績評定要領」（平成30年1月4日付け国官技第187号）に基づく業務成績以外の業務は、この限りではない。

2) 地理的要件

上記2.の区分(1)地上測量関係については、本店が山梨県内又は長野県内の一部（岡谷市、諏訪市、茅野市、諏訪郡下諏訪町、諏訪郡富士見町）又は静岡県内の一部（静岡市、富士市、富士宮市）に所在すること。

上記2.の区分(3)地質調査関係については、本店、支店又は営業所が山梨県内又は長野県内の一部（岡谷市、諏訪市、茅野市、諏訪郡下諏訪町、諏訪郡富士見町）又は静岡県内の一部（静岡市、富士市、富士宮市）に所在すること。

上記2.の区分(2)航空測量関係、区分(4)治水対策検討関係、区分(5)河川管理施設詳細設計関係については、本店、支店又は営業所が関東地方整備局管内に所在すること。

なお、本店、支店又は営業所については、認定を受けている一般競争（指名競争）参加資格の別により以下の通りとする。

① 測量（上記2.の区分(1)、区分(2)が対象）

「本店」とは、関東地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和7・8年度的一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量）の申請書「様式①ー1」に記載された本社（店）をいう。

「支店又は営業所」とは、関東地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和7・8年度的一般競争（指名競争）参加資格申請書（測量）の申請書「様式③（以下、「資格審査営業所一覧」という。）に記された支店等営業所のうち、測量法に基づく測量業者登録申請書に記載してある営業所をいう。

② 地質調査業務（上記2.の区分(3)が対象）、土木関係建設コンサルタント業務（上記2.の区分(4)、区分(5)が対象）

「本店」とは、関東地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和7・8年度的一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設コンサルタント等）の申請書「様式①ー1」に記載された本社（店）をいう。

「支店又は営業所」とは、関東地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和7・8年度的一般競争（指名競争）参加資格申請書（建設コンサルタント等）の申請書「様式③（以下、「資格審査営業所一覧」という。）に記された支店等営業所のうち、地質調査業者登録をしている者については、地質調査業

者現況報告書に記載している営業所、それ以外の者については、学校教育法による大学（旧大学令による大学を含む）、高等専門学校（旧専門学校令による専門学校を含む）又は高等学校（旧中学校令による実業学校を含む）において、測量、地質、土木等に関連する専攻科を卒業した者又はこれと同程度以上と認められる者が常駐（常に１名以上駐在）している支店等営業所をいう。

（３）配置予定技術者に対する要件

本協定に基づき業務等を実施する場合において、次に掲げる基準を満たす技術者が、本業務を総括的に管理できること。

１）直接的かつ恒常的雇用関係（要件）

協定締結提出者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、「直接的かつ恒常的な雇用関係」とは、本申請書提出日において、協定締結希望者と配置予定担当技術者の間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係が存在していることをいい、さらに３箇月以上の雇用関係にあることをいう。上記「直接的かつ恒常的な雇用関係」が確認できない場合は、協定締結を認めないことがある。

２）技術者資格（要件）

以下のいずれかの資格を保有すること。

区分（１）、（２）について

① 測量士

区分（３）について

①技術士（総合技術監理部門：選択科目を「建設－土質及び基礎」、又は「応用理学－地質」）
②技術士（建設部門：選択科目を「土質及び基礎」、又は応用理学部門：選択科目を「地質」）
③国土交通省登録技術者資格（施設分野：地質・土質、業務：調査）
④土木学会認定土木技術者（特別上級、上級、１級：資格分野「地盤・基礎」）（上記③を除く）

区分（４）について

①技術士（総合技術監理部門：建設部門関連項目）
②技術士（建設部門）
③国土交通省登録技術者資格（施設分野：河川・ダム、業務：計画）
④ＲＣＣＭ（上記③を除く）
⑤土木学会認定技術者（特別上級、上級、１級）（上記③を除く）

区分（５）について

①技術士（総合技術監理部門：建設部門関連項目）
②技術士（建設部門）
③国土交通省登録技術者資格（施設分野：河川・ダム、業務：設計）
④ＲＣＣＭ（上記③を除く）
⑤土木学会認定技術者（特別上級、上級、１級）（上記③を除く）

３）業務実績（要件）

平成27年度以降公示日までに完了した上記(2)1)に示す業務において、1件以上の実績を有すること。

4. 評価に関する事項

(1) 協定締結者の決定方法

提出された本申請書により3.に掲げる資格要件を満たすものを確認し、資格を有するものと締結する。ただし、申請者が協定締結業者予定数を大きく上回る場合は、評価に関する事項について評価を行い、評価点数によって協定締結者を決定する。

(2) 評価の方法

別表－1に3. 資格要件と4. 評価に関する事項を示す。

なお、評価点数の最高点の合計は100点とする。

1) 本申請書提出者の評価

① 業務実績

上記3.(2)1)業務実績で示した実績の有無により評価する。

② 地理的要件

上記3.(2)2)地理的要件で示した区分毎の本店、支店又は営業所の有無により評価する。

③ 業務成績

上記3.(2)1)業務実績で示した業務のうち令和4年度以降令和5年度末までに完了した業務の区分毎に平均業務成績点により評価する。

なお、評価対象の優先順位は以下のとおりとし、関東地方整備局の発注業務の実績がある場合は下記ア)の業務のみを対象とする。

ア) 関東地方整備局の発注業務（港湾空港関係を除く。）

イ) 関東地方整備局を除く国土交通省地方整備局等（北海道開発局、国土地理院、国土技術政策総合研究所等を含み、港湾空港関係を除く。）、内閣府沖縄総合事務局開発建設部（農業、漁港及び港湾空港関係を除く。）の発注業務

ウ) 関東地方整備局管内の都県・政令市の発注業務

関東地方整備局管内の「都県・政令市等」とは、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市の他、関東地方整備局管内の特殊法人、地方公社、及び大規模な土木工事を行う公益民間法人とする。

「特殊法人」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第一条に示すものの中から、以下のものをいう。

- ・ 成田国際空港(株)
- ・ 高速道路(株)：東日本、中日本、首都
- ・ 独立行政法人 空港周辺整備機構、鉄道建設・運輸施設整備支援機構、都市再生機構、日本高速道路保有・債権返済機構、水資源機構
- ・ 国土交通省所管のその他の国立研究開発法人、独立行政法人
- ・ 地方共同法人日本下水道事業団

「地方公社」とは、以下のものをいう。

- ・ 地方道路公社法に基づく「道路公社」
- ・ 公有地の拡大の推進に関する法律に基づき都県が設置した「土地開発公社」
- ・ 地方住宅供給公社法に基づき都県が設立した「住宅供給公社」

「大規模な土木工事を行う公益民間企業」とは、以下のものをいう。

鉄道会社、空港会社、道路会社、電力会社、ガス会社、石油備蓄会社、電気通信会社、特殊法人・地方公社・大規模な工事を行う公益民間企業が設置した研究機関

④ 優良表彰

関東地方整備局の発注業務（港湾空港関係を除く）で、令和４年度以降令和５年度末までに完了した業務のうち、優良業務表彰等の実績がある者を以下により評価する。

ア）優良業務表彰(局長)を受けた経験がある。

イ）優良業務表彰(事務所長)を受けた経験がある。

2) 配置予定技術者の評価

① 業務実績

上記３．（２）１）業務実績で示した実績を評価する。

※記載は区分毎に最大５名（１名１件）までとする。

※評価点数は、以下のとおり計算する。（最高２５点）

個々の実績評価点数（５点）×件数（最大５名×１件＝５件）

② 業務実績（地域精通度）※協定の区分（１）、（３）が対象

上記３．（３）３）業務実績において、甲府河川国道事務所管内における実績を地域精通度として評価する。

※記載は区分毎に最大５名（１名１件）までとする。

※評価点数は、以下のとおり計算する。（最高２５点）

個々の実績評価点数（５点）×件数（最大５名×１件＝５件）

③ 優良表彰（専門技術力）※協定の区分（２）、（４）、（５）が対象

国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部の発注業務（農業、漁港、港湾空港関係を除く）で、令和２年以降令和５年度末までに完了した業務のうち、優良業務表彰等の実績がある者の専門技術力として以下により評価する。

ア）関東地方整備局発注業務で、優秀技術者表彰又は優良業務表彰等の表彰を受けた経験がある。

イ）関東地方整備局以外の発注業務で、優秀技術者表彰又は優良業務表彰等の表彰を受けた経験がある。

なお、関東地方整備局以外の発注業務で、優良技術者表彰又は優良業務表彰等の表彰を受けた場合は、表彰状の写しを提出すること。

※記載は区分毎に最大５名（１名１件）までとする。

※評価点数は、以下のとおり計算する。（最高２５点）

個々の実績評価点数（５点）×件数（最大５名×１件＝５件）

（３）災害時等の業務請負（委託）の要請

本協定に基づく業務請負（委託）の要請は、原則として評価点数が高い者から行うものとする。

５．協定参加資格確認申請書の提出等

（１）本協定締結の公募に基づく申請者は、３．に掲げる資格要件等を有することを証明するため、次に従い、申請書を提出し、甲府河川国道事務所長から申請資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書を提出しない者並びに申請資格がないと認められた者は、本協定に参加することができない。

（２）提出書類

１）協定参加資格確認申請書 様式－１～様式－５

２）必要に応じて上記の内容を証明する添付書類 ５．（４）２）参照

（３）申請書類の配布

１）申請書類の交付期間は令和７年４月７日（月）から令和７年４月２５日（金）までとし、申請書類は下記の甲府河川国道事務所ホームページからダウンロードすること。URL: <https://www.ktr.mlit.go.jp/koufu/>

２）やむを得ない事情により、上記の交付方法で申請書類を入手することができない場合は、５．（５）３）に問い合わせること。

（４）申請書類の作成

申請書類は次に従い提出するものとする。

１）作成方法

①配布された様式（様式－１～様式－５）を基に作成を行うものとし、文字サイズは１０ポイント以上とする。

②電子データで提出する場合

a) PDF ファイル形式に限る。また、ウィルス対策を実施した上で提出すること。

b) 申請書類は、全てを一つのファイル（ファイル容量５ＭＢ以内）にまとめて（２つ以上のファイルは認めない。）電子メールで提出すること（着信確認をすること）。但し、圧縮することにより５ＭＢ以内に収まる場合は、ZIP 形式又はLZH 形式により圧縮（自己解凍形式は除く。）して電子メールで提出することを認める。

c) ファイル容量５ＭＢを超える場合は申請書類を郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る）により提出期限までに提出すること。

d) 提出方法は５．（５）を参照。

③協定参加資格確認申請書の押印は、郵送での提出であれば押印したものを提出し、電子メールの場合には押印した申請書表紙をPDF にして提出すること。

④提出された申請書の印刷は白黒で行う。

２）添付資料

添付資料は下記とし、必要な添付資料がない場合は欠格又は加点しない。

① 地理的要件（必要に応じて）

様式－３の業務拠点（地理的要件）に関して、「支店又は営業所」を記載した場合、以下の資料を添付すること。

a) 測量の場合（上記２．の区分（１）、（２）が対象）

（詳細は別添による。）

- ・ 測量法に基づく測量業者としての登録通知（地方整備局長の印があるもの。）の写し。
- ・ 測量業者登録申請書の写し（第一面、別表第十一（第十二条関係）別紙、添付書類（ト）誓約書の部分）（最新のもの）。

なお、別表第十一（第十二条関係）別紙、添付書類（ト）誓約書の部分に支店・営業所の所在地及び技術者の登録が記載されていない場合は、測量業者登録申請時に提出した付属資料を添付すること。

b) 地質調査業務の場合（上記２．の区分（３）が対象）

地質業者登録をしている者は、以下の資料。（詳細は別添による。）

- ・ 地質業者登録規程による地質調査業者現況報告書の表紙（様式第１６号イ。受付印のあるもの）。
- ・ 支店営業所の記載がある部分（様式第１６号ホ）の写し（最新のもの）。

地質業者登録をしていない者は、以下の資料。

- ・ 「支店、営業所」に常駐（常に１名以上在駐）している技術者の経歴書（複数可）。
- ・ 経歴書を添付した技術者が、当該「支店、営業所」に駐在していることを証明する書類（営業所の組織体制表（職責、氏名が確認できること）に参加者の確認印を押印したもの）。

c) 土木関係建設コンサルタントの場合（上記２．の区分（４）、（５）が対象）

- ・ 「支店、営業所」に常駐（常に１名以上在駐）している技術者の経歴書（複数可）。
- ・ 経歴書を添付した技術者が、当該「支店、営業所」に駐在していることを証明する書類（営業所の組織体制表（職責、氏名が確認できること）に参加者の確認印を押印したもの）。

②業務実績（必要に応じて）

様式－２及び様式－４の業務実績に関して必要に応じて以下の資料を添付すること。

なお、テクリスに登録されており、「業務概要」、「業務キーワード」、「業務分野」の内容において、実績として確認できる場合は、資料を添付する必要はない。

a) テクリスに登録されている内容だけでは、実績として確認できない

場合は、発注者が作成した仕様書等の該当部分の写しを添付すること。

b) テクリスに登録されていない場合は、その業務を担当したこと及び業務内容が実績にあたることを確認できる書類（契約書、業務計画書、特記仕様書等の該当部分の写し）を添付すること。

③技術者資格（必須）

様式－４における配置予定技術者の保有資格を証明する資格者証等の写しを添付すること。

④地域精通度（上記２．の区分（１）、（３）が対象。必要に応じて。）

式－４における配置予定技術者の地域精通度を証明する以下の資料を添付すること。

なお、テクリス又は②の添付書類から業務実績の履行箇所が確認できる場合は資料を添付する必要はない。

テクリス又は②の添付書類では確認できない場合には、仕様書等の該当部分の写しを添付すること。

⑤直接的かつ恒常的雇用関係（必須）

様式－５において直接的かつ恒常的な雇用関係があることが確認できる書類として、事業者名の記載のある公示日現在有効な健康保険証等の写しを添付すること。

なお、健康保険証等に事業者名の記載がない場合は直接的雇用関係が確認できないので、誓約書（様式自由）を添付すること。社員証は認めない。

（５）申請書類の提出方法

１）提出方法

郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）又は電子メール（着信の確認をすること。）のいずれかによるものとする。

郵送等で提出する場合は、封筒の表に業者名・協定名の郵送である旨の記載をすること。

２）提出期間

令和７年４月７日（月）から令和７年４月２８日（月）（郵送の場合は必着）までとする。

３）提出先

〒４００－８５７８ 山梨県甲府市緑が丘１－１０－１

国土交通省 関東地方整備局 甲府河川国道事務所 流域治水課

TEL ０５５－２５２－８８８４

電子メール ktr-koufu-cloud@ki.mlit.go.jp

（６）その他

１）申請書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

２）甲府河川国道事務所長は、提出された申請書を、申請資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

３）提出された申請書は、返却しない。

- 4) 提出期限以降における申請書の差し替え及び再提出は認めない。
- 5) 申請書類に関する質問がある場合においては、次に従うものとする。

①提出方法

郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期限までに必着。）
又は電子メール（着信の確認をすること）によるものとする。

郵送等で提出する場合は、封筒の表に業者名・協定の質問郵送である旨の記載をすること。

②質問受付期間

令和7年4月7日（月）から令和7年4月14日（月）までとする。

③提出先

郵送、電子メール：上記5.（5）3）に同じ。

- 6) 質問の回答は、令和7年4月21日（月）までに、甲府河川国道事務所ホームページにて行う。

URL: <https://www.ktr.mlit.go.jp/koufu/>

- 7) 複数の区分に申請を行う場合は、その区分毎に申請書を作成し提出すること。

6. 協定締結について

(1) 締結通知

「災害時等応急復旧業務（地上測量・航空測量・地質調査・治水対策検討・河川管理施設詳細設計）に関する協定」の締結についての通知は、令和7年5月16日（金）～5月20日（火）の期間に電子メールにて通知する。

(2) 協定の非締結

協定を締結しなかった者は、書面（様式は任意）により、その理由について説明を求めることができる。

- 1) 提出方法：5.（5）1）に同じ。
- 2) 提出先：5.（5）3）に同じ。
- 3) 提出期限：令和7年5月22日（木）

(3) 協定締結

協定締結時には、協定書（案）（別紙－1）及び連絡体制様式（案）（別紙－2）を取り交わす予定としている。

7. その他

災害活動時の災害補償を考慮し「法定外労働災害補償制度」に加入をお願いすることとしてます。当該法定外労働災害補償制度は、元請・下請を問わず補償できる保険です。本協定締結の公募期間においては未加入でも構いませんが協定書（案）第7条（契約の締結）にあたっては、法定外労働災害補償制度に加入している必要があります。

なお、活動費用相当に掛かる当該保険料については、契約書（案）第10条（費用の支払）において見込むものとします。

以上

【地理的要件の場合の添付資料（区分（１）（２）測量関係の場合）】

協定参加資格確認申請書提出者に対する要件における地理的要件について、下記測量法に基づく測量業者としての登録通知の写し、測量業者登録申請所の写し（最新確認のもの）を添付すること。

登録通知（地方整備局長印があるもの。）

		(案)		国関整建二産登 第 号	
				平成 年 月 日	
別紙申請者あて					
		関東地方整備局長			
		測量法に基づく測量業者としての 登録について（通知）			
		貴殿の申請に係る標記については、測量法（昭和24年法律第 188号）第55条の5第1項の規定により、下記のとおり登録した ので、同条第2項の規定により通知する。			
		記			
登録年月日	平成 年 月 日				
登録番号	登録第（ ） - 号				

第一面

(別表第十一(第十二条関係))

(用紙の寸法は、日本工業規格A4とする。)

[] 都・道・府・県



測量業者登録申請書 (第一面)

×登録番号	登録第	号	×登録年月日	平成	年	月	日	登録
測量法第55条2の規定により測量業者としての登録の申請をします。 平成 年 月 日 申請者 印 殿								
申請の区分				新規登録		更新登録		
ふりがな 商号又は名称								
資本金又は出資の額								
役員〔業務を執行する社員、取締役、〕の氏名及び役名				申請時 の登録		登録第 号 平成 年 月 日登録		
ふりがな 氏 名		役 名		収入印紙				
				(消印してはならない)				

記載要領

- 1 ×印欄は記載しないこと。
- 2 申請の区分欄は、該当する文字を○で囲むこと。
- 3 資本金又は出資の額、役員の氏名及び役名の欄は、法人の場合にのみ記載すること。

注1：測量業者登録申請書等に「別紙のとおり」との記載がある場合は、別紙の写しも添付すること。

別表第十一（第十二条関係）別紙

別表第十一（第十二条関係）

（用紙の寸法は、日本工業規格A4とする。）

別 紙

主として請け負う測量の種類		
1. 三 角 測 量	5. 空 中 写 真 撮 影	
2. 多 角 測 量	6. 空 中 写 真 図 化	
3. 水 準 測 量	7. 地 図 の 調 製	
4. 地形測量及び平面測量	8. そ の 他 の 測 量	
(空中写真によるものを除く。)		
営 業 所		測量業以外に行っている営業又は事業種類
名 称	所 在 地	
(主たる営業所)		
(その他の営業所)		
計	箇所	

記載要領

- 1 主として請け負う測量の種類欄は、該当するものの番号を○で囲むこと。
- 2 営業所欄は、本店又は支店若しくは常時測量の請負契約を締結する事務所を記載すること。

注 1：測量業者登録申請書等に「別紙のとおり」との記載がある場合は、別紙の写しも添付すること。

添付書類（ト）誓約書の部分

(別表第十二(第十四条関係))

(用紙の寸法は、日本工業規格A4とする。)

添付書類(ト)(法第55条の3第6号)

誓 約 書

測量法第55条の13に規定する要件を下記のとおり備えていることを誓約します。

平成 年 月 日

登録申請者

印

殿

記

(1) 法第55条の13第1項の営業所

営 業 所 名	測 量 士 の 氏 名	測量士の登録番号	測量士の登録年月日

(2) 法第55条の13第2項の営業所

営 業 所 名	測量業者の氏名（測量業者が法人である場合には、測量士である役員の氏名及び役名）	測量士の登録番号	測量士の登録年月日

注1：測量業者登録申請書等に「別紙のとおり」との記載がある場合は、別紙の写しも添付すること。

協定参加資格確認申請書提出者に対する要件における地理的要件について、地質調査業務登録をしている者は、地質業者登録規定に基づく下記書類の写し（最新のもの）を添付すること。

- 16 -

様式第 16 号ホ

様式第 16 号 (第 7 条関係) (用紙 A4)

ホ

技 術 管 理 者						
所属営業所の 名称	(ふりがな) 氏 名	生年月日	資格等の名称 (登録又は取得年月日)	最終学校名 学 科 名 (卒業・修了年月)	実務経験 年 数	区分
					満 年 月	イ ロ ハ
現 場 管 理 者						
所属営業所の 名称	(ふりがな) 氏 名	生年月日	資格等の名称 (登録又は取得年月日)	最終学校名 学 科 名 (卒業・修了年月)	実務経験 年 数	区分
					満 年 月	イ ロ
					満 年 月	イ ロ
					満 年 月	イ ロ
					満 年 月	イ ロ
					満 年 月	イ ロ
					満 年 月	イ ロ

記載要領

- 1 「資格等の名称」の欄は、技術士、土木施工管理技術士、地質調査技士等を記載することとし、技術士である場合には、技術士登録の技術部門及び技術士第二次試験の選択科目を記載すること。
- 2 「実務経験年数」の欄は、地質調査に関する実務の経験年数を記載すること。
- 3 技術管理者の「区分」の欄は、規程第 3 条第 1 号イに該当する者についてはイ、同号ロに該当する者についてはロ、同号ハに該当する者についてはハを○で囲むこと。
- 4 現場管理者の「区分」の欄は、規程第 3 条第 2 号イに該当する者についてはイ、同号ロに該当する者についてはロを○で囲むこと。

注 1：地質調査業者現況報告書等に「別紙のとおり」との記載がある場合は、別紙の写しも添付すること。

河川災害応急復旧業務（地上測量・航空測量・地質調査・治水対策検討・河川管理施設詳細設計）に関する協定 評価表

区分（１）：○地上測量関係（ＵＡＶを含む）
区分（２）：○航空測量関係（ＵＡＶは含まない）
区分（３）：○地質調査関係
区分（４）：○治水対策検討関係
区分（５）：○河川管理施設詳細設計関係

評価項目		評価の着眼点	評価基準		配点	
協定参加資格確認申請書提出者に対する要件	業務実績	平成２７年度から公示日までに完了した協定の区分に応じた業務実績（様式－２）	① 国、都道府県、政令市が発注した 河川事業関連業務 で下記による。なお、区分（３）②孔内傾斜計又は地盤伸縮計の設置及び計測業務は河川事業関連業務でなくても良い。 区分（１）：下記いずれかの業務（ＵＡＶを含む） ①基準点測量 ②地形測量及び写真測量（三次元点群測量含む） ③応用測量（用地測量除く） 区分（２）：下記いずれかの業務（ＵＡＶは含まない） ①航空機による空中写真測量又は航空レーザ測量（三次元点群測量含む） ②人工衛星写真による画像解析 区分（３）：下記いずれかの業務 ①機械ボーリングを含む地質調査に関する業務 ②孔内傾斜計又は地盤伸縮計の設置及び計測業務（設置及び計測は同一業務でなくても良い） 区分（４）：下記いずれかの業務 ①洪水等の氾濫シミュレーション ②洪水予報の精度向上を図る調査・解析 ③内外水氾濫等の監視・観測 ④警戒避難に関する計画検討 区分（５）：下記いずれかの業務 ①河川管理施設の詳細設計 ②堤防決壊、護岸侵食等に対する応急復旧工事及び対策工事に関する詳細設計 ② 上記以外		①１０点 ②選定しない	最高 １０点
	地理的要件	協定の区分に応じた本店、支店又は営業所の所在地（様式－３）	① 区分（１）、（３） ・山梨県内又は長野県内の一部（岡谷市、諏訪市、茅野市、諏訪郡下諏訪町、諏訪郡富士見町）又は静岡県内の一部（静岡市、富士市、富士宮市）に本店がある。 区分（２）、（４）、（５） ・関東地方整備局管内に本店がある。 ② 区分（１）、（３） ・山梨県内又は長野県内の一部（岡谷市、諏訪市、茅野市、諏訪郡下諏訪町、諏訪郡富士見町）又は静岡県内の一部（静岡市、富士市、富士宮市）に支店又は営業所がある。 区分（２）、（４）、（５） ・関東地方整備局管内に支店又は営業所がある。 ③ 上記以外		①５点 ②３点 ③選定しない	最高 ５点
	業務成績	令和４年度以降令和５年度末までに完了した指定した業務のうち平均業務成績を右記の順位で評価する。（様式－２） 区分（１）（２）（３）（４）（５）：国、都道府県、政令市が発注した河川事業関連の業務で、下記による。 ・区分（１）：地形測量、路線測量に関する業務 ・区分（２）：空中写真測量に関する業務 ・区分（３）：地質調査に関する業務 ・区分（４）：治水対策検討等に関する業務 ・区分（５）：河川管理施設詳細設計等に関する業務 ※評価対象の優先順位は以下のとおりとし、関東地方整備局の発注業務の実績がある場合は下記１）の業務のみを対象とする。 １）関東地方整備局の発注業務（港湾空港関係を除く。） ２）関東地方整備局を除く国土交通省地方整備局等（北海道開発局、国土地理院、国土技術政策総合研究所等を含み、港湾空港関係を除く。）、内閣府沖縄総合事務局開発建設部（農業、漁港及び港湾空港関係を除く。）の発注業務 ３）関東地方整備局管内の都県・政令市の発注業務 上記３）の実績により評価を行う場合は右記③として評価し、加点する。	① ８０点以上 ② ７９点以上８０点未満 ③ ７８点以上７９点未満 ④ ７７点以上７８点未満 ⑤ ７６点以上７７点未満 ⑥ ６０点以上７６点未満 ⑦ ６０点未満		①３０点 ②２４点 ③１８点 ④１２点 ⑤ ６点 ⑥ ０点 ⑦選定しない	最高 ３０点
	優良表彰	関東地方整備局の発注業務（港湾空港関係を除く）で、令和４年度以降令和５年度末までに完了した業務のうち、優良業務表彰等の実績がある者を以下の順位で評価する。（様式－２）	① 関東地方整備局発注業務で、優良業務表彰（局長）を受けた経験がある。 ② 関東地方整備局発注業務で、優良業務表彰（事務所長）を受けた経験がある。		①５点 ②３点	最高 ５点
配置予定技術者に対する要件及び評価	雇用関係	配置予定管理（主任）技術者は、申請書提出日において、協定締結希望者と３ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係がなければならない。（様式－５） ※記載は区分毎に最大５名までとする。	① 直接的かつ恒常的な雇用関係について確認できる書類の添付あり ② 上記以外		①数値化しない ②選定しない	－
	技術者資格	技術者資格（様式－４） ※記載は区分毎に最大５名までとする。	① 区分（１）：①測量士 区分（２）：①測量士 区分（３）：①技術士（総合技術監理部門：選択科目を建設部門-土質及び基礎、又は応用理学部門-地質） ②技術士（建設部門：選択科目を「土質及び基礎」、又は応用理学部門：選択科目を「地質」） ③国土交通省登録技術者資格（施設分野：地質・土質、業務：調査） ④土木学会認定技術者（特別上級、上級、１級：資格分野「地盤・基礎」）（上記③を除く） 区分（４）：①技術士（総合技術監理部門：建設部門関連科目） ②技術士（建設部門） ③国土交通省登録技術者資格（施設分野：河川・ダム、業務：計画） ④ＲＣＣＭ（上記③を除く） ⑤土木学会認定技術者（特別上級、上級、１級）（上記③を除く） 区分（５）：①技術士（総合技術監理部門：建設部門関連科目） ②技術士（建設部門） ③国土交通省登録技術者資格（施設分野：河川・ダム、業務：設計） ④ＲＣＣＭ（上記③を除く） ⑤土木学会認定技術者（特別上級、上級、１級）（上記③を除く） ② 上記以外の場合		①数値化しない ②選定しない	－
	業務実績	平成２７年度以降公示日までに完了した協定区分毎の業務実績（様式－４） ※記載は区分毎に最大５名（１名１件）までとする。 ※評価点数は、個々の実績評価点数（５点）×件数（最大５名×１件＝５件）として計算する。	① 国、都道府県、政令市が発注した 河川事業関連業務 で下記による。なお、区分（３）②孔内傾斜計又は地盤伸縮計の設置及び計測業務は河川事業関連業務でなくても良い。 区分（１）：下記いずれかの業務（ＵＡＶを含む） ①基準点測量 ②地形測量及び写真測量（三次元点群測量含む） ③応用測量（用地測量除く） 区分（２）：下記いずれかの業務（ＵＡＶは含まない） ①航空機による空中写真測量又は航空レーザ測量（三次元点群測量含む） ②人工衛星写真による画像解析 区分（３）：下記いずれかの業務 ①機械ボーリングを含む地質調査に関する業務 ②孔内傾斜計又は地盤伸縮計の設置及び計測業務（設置及び計測は同一業務でなくても良い） 区分（４）：下記いずれかの業務 ①洪水等の氾濫シミュレーション ②洪水予報の精度向上を図る調査・解析 ③内外水氾濫等の監視・観測 ④警戒避難に関する計画検討 区分（５）：下記いずれかの業務 ①河川管理施設の詳細設計 ②堤防決壊、護岸侵食等に対する応急復旧工事及び対策工事に関する詳細設計 ② 上記以外の場合		①５点／件／名 ②選定しない	最高 ２５点
	業務実績（地域精通度）	甲府河川国道事務所管内での業務実績（様式－４） ※記載は区分毎に最大５名（１名１件）までとする。 ※評価点数は、個々の実績評価点数（５点）×件数（最大５名×１件＝５件）として計算する。	評価対象は区分（１）、（３）とする。 ① 業務実績において、甲府河川国道事務所管内における業務である。 ② 上記以外		①５点／件／名 ②０点／件／名	最高 ２５点
優良表彰（専門技術力）		国土交通省及び内閣府沖縄総合開発局建設部の発注業務（農業、漁港、港湾空港関係を除く）で、令和２年度以降令和５年度末までに完了した業務のうち、優秀技術者表彰又は優良業務表彰等の表彰を受けた経験がある者を評価する。（様式－４） ※記載は区分毎に最大５名（１名１件）までとする。 ※評価点数は、個々の実績評価点数（５点）×件数（最大５名×１件＝５件）として計算する。	評価対象は区分（２）、（４）、（５）とする。 ① 関東地方整備局発注業務で、優秀技術者表彰又は優良業務表彰等の表彰を受けた経験がある。 ② 関東地方整備局以外の発注業務で、優秀技術者表彰又は優良業務表彰等の表彰を受けた経験がある。 ③ 上記以外		①５点／件／名 ②３点／件／名 ③０点／件／名	最高 ２５点
評価点 計					１００点	

河川災害応急復旧業務

(地上測量・航空測量・地質調査・治水対策検討・河川管理施設詳細設計)に関する協定書(案)

国土交通省関東地方整備局甲府河川国道事務所長 草野 真史(以下「甲」という)と、〇〇〇〇 〇〇〇〇(以下「乙」という)とは、災害時等における応急復旧業務の実施に関し、次のとおり協定する。

(目的)

第１条 この協定は、甲の河川管理区間内(以下、「管内」という。)において発生した災害、又は災害が発生するおそれがある場合において、「河川災害応急復旧業務(地上測量・航空測量・地質調査・治水対策検討・河川管理施設詳細設計)」(以下、「業務」という。)に関し、協力を求めるときの手続きについて定め、もって災害の拡大防止と被害の早期復旧に資することを目的とする。

(業務の実施区域)

第２条 甲が乙に対し協力を要請する業務の実施区域は、富士川水系の河川及びその流域における甲の管内を原則とする。

(業務の内容)

第３条 甲が乙に対し協力を要請する業務の内容は、甲の指示に基づく実施区域における区分(※)とする。なお、乙が対応可能な主な業務は別紙のとおりである。

区分(※)	内 容
1	○ <u>地上測量関係</u> (UAVを含む) 基準点測量、地形測量及び写真測量(三次元点群測量含む)、応用測量(用地測量除く)、UAV撮影 等
2	○ <u>航空測量関係</u> (UAVは含まない) 地形及び写真測量(三次元点群測量含む)・解析、航空撮影、航空レーザ測量、衛星画像収集・解析 等
3	○ <u>地質調査関係</u> 機械ボーリング、孔内傾斜計・地盤伸縮計等の設置・計測、総合解析 等
4	○ <u>治水対策検討関係</u> 洪水等の氾濫シミュレーション、洪水予報の精度向上を図る調査・解析、内外水氾濫等の監視・観測、警戒避難等に関する計画検討 等
5	○ <u>河川管理施設詳細設計業務関係</u> 河川管理施設の詳細設計、堤防決壊、護岸侵食等に対する応急復旧工事及び対策工事に関する詳細設計 等

(技術者)

第４条 乙は、甲に対し、本協定締結のために提出した「協定参加資格確認申請書」における配置予定技術者について、やむを得ない事情等により変更が生じた場合は、遅滞なく書面により甲に報告するものとする。

(業務の要請)

第５条 甲は、乙に対して本協定に基づく業務を要請する場合は、書面により行うものとし、書面は甲、乙それぞれ１通保管するものとする。

２．緊急を要するなど前項によりがたい場合は、甲から乙へ電話等で業務の要請を行うことができるものとするが、この場合においても甲は、後日速やかに書面にて要請を行うものとする。

3. 乙は、要請の連絡を受ける者を予め書面により甲に報告するものとする。また、要請の連絡を受ける者に変更が生じた場合には、遅滞なく書面により甲に報告するものとする。

（契約の締結）

- 第6条 乙は、第5条に基づく業務の要請があった場合は、遅滞なく業務の内容に応じた契約を締結するものとする。
2. 乙は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。
 3. 乙は、現場作業が発生する場合、法定外の労災保険に付さなければならない。

（業務の実施）

- 第7条 乙は、第6条に基づく契約後、直ちに業務を実施するものとする。
2. 業務の直接の指示は、甲府河川国道事務所所属職員のうち甲が指定する者（以下、「指示者」という。）が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。
 3. 甲は、前項による指示者を指定したときは、速やかに乙に通知するものとする。

（業務の完了）

- 第8条 乙は、業務が完了したときは、直ちに指示者に対し、口頭、並びに書面により完了報告を行うとともに、実施した業務の内容及び人員等を書面により甲に報告するものとする。

（費用の請求）

- 第9条 乙は、業務完了後当該業務に要した費用を第6条により締結した契約に基づき、甲に請求するものとする。

（費用の支払）

- 第10条 甲は、第9条の規定により請求を受けたときは、内容を精査し第6条により締結した契約に基づきその費用を支払うものとする。

（損害の負担）

- 第11条 本業務の実施に伴い、甲、乙いずれの責にも帰することができない原因により、第三者に対し損害を及ぼしたとき、若しくは乙の技術者等に損害が生じたときは、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その処置について甲、乙協議して定めるものとする。
2. 本業務の実施に伴い、明らかに乙の責に帰する原因により第三者に損害を及ぼしたとき、若しくは乙の技術者等に損害が生じたときは、乙がこれを負担するものとする。
 3. 本業務の実施に伴い、明らかに甲の責に帰する原因により第三者に損害を及ぼしたとき、若しくは乙の技術者等に損害が生じたときは、甲がこれを負担するものとする。

（訓練・研修等への参加）

- 第12条 乙は、本協定上の業務を円滑に遂行するために必要な訓練・研修等について協力要請があった場合には、積極的に参加するものとする。なお、この場合にかかる費用については、乙の負担とする。

（有効期限）

- 第13条 本協定の有効期限は、令和7年6月1日から令和10年5月31日までとする。
2. 有効期限に関する申出は、甲乙ともに期間満了の1ヶ月前までに書面により行うものとする。
 3. 甲、乙いずれからも有効期限に関する申出がないときは、引き続き同一条件を持って1年間延長するものとし、以後この例により継続するものとする。

(協定の解除)

第 14 条 甲もしくは乙において、本協定を継続できない事情が生じたときは、甲乙協議
のうえ本協定を解除することができるものとする。

2. 乙において取引停止の事実や不渡りの情報、会社更生法・民事再生法の申請等
があった場合、もしくは本協定の履行に当たり乙に不誠実な行為があった場合に
は、甲は書面による通告をもって本協定を解除することができる。

3. 本協定が有効である期間内に乙が有していた関東地方整備局における一般競争
(指名競争) 参加資格が失われた場合、失われた日をもって本協定は解除される
ものとする。

(その他)

第 15 条 この協定に定めない事項、又は疑義が生じた事項については、その都度甲、乙
協議して定めるものとする。

2. この協定の証として、本書 2 通を作成し、甲、乙が押印の上、それぞれを各 1
通保有するものとする。

令和 7 年 6 月 1 日

甲 国土交通省 関東地方整備局
甲府河川国道事務所長 草野 真史

乙 ○○○○ ○○○○

○○○ ○○○○

※本様式は、協定締結の際には当該区分のみを表記することとし、協定書第3条に基づき参考資料となります。
※実施可能等な項目にチェックをしてください。また、その他留意事項等あれば自由に記載をお願いします。

【別紙】

区分（１）地上測量関係

☐ 基準点測量

☐ 地形測量及び写真測量

☐ 地形測量及び写真測量（三次元点群測量及び車載写真レーザ測量含む）

☐ 地形測量及び写真測量（三次元点群測量含む、車載写真レーザ測量除く）

☐ 応用測量（用地測量除く）

※上記項目は公共測量作業規程による（UAVを含む、航空測量関係は除く）

☐ UAV撮影

☐ 全天候型UAVの保有

☐ その他留意事項等

--

区分（２）航空測量関係

☐ 地形測量及び写真測量

☐ 地形測量及び写真測量（三次元点群測量）

※上記項目は公共測量作業規程による（UAVは含まない、地上及び車載測量関係は除く）

☐ 二時期の画像による土砂流出差分解析

☐ 航空撮影

☐ 衛星画像収集・解析

☐ その他留意事項等

--

区分（３）地質調査関係

☐機械ボーリング

☐孔内傾斜計、地盤伸縮計等の観測機器設置・計測

☐地盤総合解析

☐その他留意事項等

--

区分（４）治水対策検討関係

☐洪水等の氾濫シミュレーション

☐洪水予報の精度向上を図る調査・解析

☐内外水氾濫等の湛水等の監視・観測

☐警戒避難に関する計画検討

☐その他留意事項等

--

区分（５）河川管理施設詳細設計関係

☐河川管理施設の詳細設計

☐堤防決壊、護岸侵食等に対する応急復旧工事及び対策工事に関する詳細設計

☐その他留意事項

--

「河川災害応急復旧業務（地上測量・航空測量・地質調査・治水対策検討・河川管理施設詳細設計）に関する協定」における「連絡を受ける者」について（案）

協定書（業務の要請）第５条第２項に基づく「連絡を受ける者」を下記のとおり定めたので報告する。

緊急連絡者

会 社 名			協定の区分
			区 分（ ）
連絡順位	氏 名	勤務先住所	連絡先 上段：固定電話（勤務先） 中段：携帯電話 下段：メールアドレス（勤務先）
第１連絡者			固定電話 携帯電話 メールアドレス
第２連絡者			固定電話 携帯電話 メールアドレス
第３連絡者			固定電話 携帯電話 メールアドレス

連絡窓口担当者（平常時の各種連絡窓口となる方についてご記入下さい）

所属部署	氏 名	電話番号・FAX 番号	メールアドレス
		電話 FAX	

令和７年 月 日

国土交通省関東地方整備局
甲府河川国道事務所長
草野 真史 殿

住 所
会 社 名
代表者名

※当該個人情報等は協定書に関する事項についてのみ使用し、それ以外については使用いたしません。

協定参加資格確認申請書

令和 7 年 月 日

国土交通省関東地方整備局

甲府河川国道事務所長 草野 真史 殿

提出者) 住所
電話番号
会社名
役職名 氏名 印

担当者) 部署
氏名
電話番号
F A X
E-mail

申請する協定の区分：_____

(協定の区分は、１～５のいずれかひとつの数字を記載する)

令和 7 年 4 月 7 日付けで公募のありました河川災害応急復旧業務（地上測量・航空測量・地質調査・治水対策検討・河川管理施設詳細設計）に関する協定の締結に参加する資格について確認されたく資料を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号)第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること並びに協定参加資格確認申請書の内容については事実と相違ないことを誓約します。

注 1：提出者は協定書を締結する際の者とする。

注 2：担当者は本協定締結をする際等において、甲府河川国道事務所との連絡窓口となる者とする。

注 3：複数の協定の区分に申請する場合は、区分ごとに協定参加資格確認申請書を作成し、提出すること。

(様式－２)

・企業の平成２７年度から公示日までに完了した協定の区分に応じた業務実績

協定の区分	
業務名	
テクリス登録番号	
履行期間	
発注機関名	

協定の区分	
業務名	
テクリス登録番号	
履行期間	
発注機関名	

注１：業務実績の記載は区分毎に１社あたり１件とする。

なお、区分（３）の孔内傾斜計また地盤伸縮計の設置及び計測業務については、最大２件記載できる。

注２：協定の区分は、下記を参照の上、記載する。

- ・区分（１）の場合：地上測量に関する業務（ＵＡＶを含む）
- ・区分（２）の場合：航空測量に関する業務（ＵＡＶは含まない）
- ・区分（３）の場合：地質調査に関する業務
- ・区分（４）の場合：治水対策検討に関する業務
- ・区分（５）の場合：河川管理施設詳細設計に関する業務

注３：様式－４に記載した配置予定技術者の業務を重複して記載できる。

注４：テクリスに登録されていない実績を記した場合は、その業務を担当した事を証する業務計画書又は業務報告書等の該当部分の写しを添付すること。

・企業の令和４年度以降令和５年度末までに完了した業務成績

過去２ヶ年の平均業務成績	
--------------	--

・令和４年度以降令和５年度末までに完了した業務の優良業務表彰等の経歴

（関東地方整備局の発注業務（港湾空港関係を除く））

業務名	発注機関	履行期間	表彰の種類

注１：様式－４に記載した配置予定技術者の業務を重複して記載できる。

(様式－３)

- ・区分（１）、（３）については山梨県内又は長野県内の一部（岡谷市、諏訪市、茅野市、諏訪郡下諏訪町、諏訪郡富士見町）又は静岡県内の一部（静岡市、富士市、富士宮市）、区分（２）、（４）、（５）については関東地方整備局管内に所在している業務拠点を１つ記載する。

住所	
電話番号	
F A X	
会社名	
役職名 代表者氏名	

注１：「支店又は営業所」を記載した場合は、業務拠点を確認できる資料を添付すること。

・配置予定技術者の経歴等

ふりがな		②生年月日	
①氏名			
③所属・役職			
④保有資格等（該当資格等に☑をする） ☐ 測量士 ☐ 技術士（総合技術監理部門：建設部門関連項目） ☐ 技術士（総合技術監理部門：選択科目を「建設－土質及び基礎」、又は「応用理学－地質」） ☐ 技術士（建設部門） ☐ 技術士（建設部門：選択科目を「土質及び基礎」、又は応用理学部門：選択科目を「地質」） ☐ 国土交通省登録技術者資格（施設分野：地質・土質 業務：調査） ☐ 国土交通省登録技術者資格（施設分野：河川・ダム 業務：計画） ☐ 国土交通省登録技術者資格（施設分野：河川・ダム 業務：設計） ☐ R C C M ☐ 土木学会認定土木技術者（特別上級、上級、一級：資格分野を地盤・基礎） ☐ 土木学会認定土木技術者（特別上級、上級、一級）			
⑤業務経験（平成２７年度以降公示日までに完了した協定の区分に応じた業務実績、１件）			
業務名		テクリス番号	
発注機関		完了年月日	
履行場所（ <u>地域精通度</u> {区分(1)、(3)のみ対象})			
⑥専門技術力（ <u>区分(2)、(4)、(5)のみ対象</u> ）※表彰状等の添付不要（関東地整発注の場合） 令和２年度以降令和５年度までに完了した関東地方整備局発注業務（港湾空港関係除く）の優秀技術者表彰又は優良業務表彰について記載する。なお、職務上従事した立場は、管理（主任）技術者又は担当技術者とし、テクリスに管理（主任）技術者又は担当技術者として登録されていない場合は、表彰実績として認めない。			
業務名		テクリス番号	
発注機関		完了年月日	

注１：記載は最大５名までとし、資格の保有を証明する書類の写しを添付。（技術者１名毎に本様式１枚作成）

注２：テクリスに登録されていない実績を記した場合は、その業務を担当した事を確認できる書類（契約書、業務計画書、特記仕様書等）の該当部分の写しを添付。

注３：区分（１）、（３）において、地域精通度の評価として業務履行場所が分かる仕様書等の写しを添付（テクリス等で確認できる場合は不要）。

・ 配置予定技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係に関する要件の確認

以下に該当する場合、☒を記す。

- ☐ 本業務の履行期間中に配置する配置予定技術者との雇用関係は直接的かつ恒常的な雇用により業務を実施する。

注 1 : 直接的かつ恒常的な雇用関係について確認できる書類を添付すること。